

令和5年度緑の環境づくり推進事業助成要領

第1 趣旨

公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構（以下「推進機構」という。）は、都市及び農山村の緑化等環境整備並びに環境緑化に関する普及啓発、森林環境学習を推進すると共に、地域で活動する環境緑化に取り組む担い手の育成支援を図るため、第2に掲げる事業主体が第3に掲げる「緑の環境づくり推進事業」を行う場合において、公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構助成事業実施規程（以下「規程」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内で当該事業主体に対し助成金を交付する。

第2 事業主体（申請者の要件）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人並びに次の要件をすべて満たす民間団体とする。ただし、活動の本拠としての事務所を山形県内に有するものに限る。

- ア 規約等を定め適正な運営が行われることが確実であると認められること。
- イ 規約等に、団体の名称、事務所の所在地、会員の要件、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定されていること。
- ウ 営利を目的としないこと。
- エ 宗教活動や政治活動を目的とするものでないこと。

第3 助成の対象事業

助成の対象とする事業は、次の要件をすべて満たす事業とする。

- ア 別表-1に定める事業区分の内容に該当する事業であること。
- イ 特定の事業者または個人の利益を目的とした事業でないこと。
- ウ 各種法令に違反していないこと。
- エ 主たる活動を専門業者等に委託する事業でないこと。
- オ 県・市町村等が管理する施設等における通常の維持管理作業とみなされる事業でないこと。
- カ 果樹・野菜・穀物の栽培等を行う事業でないこと。
- キ その他、事業の審査において適正と認められる事業であること。

第4 事業の実施場所

事業の実施場所は山形県内に限るものとする。また、事業実施にあたっては、事業主体の責任において当該土地の所有者または管理者の承認を得なければならない。

第5 助成金の額、対象経費の内容及び標準単価

助成金の額、対象経費の内容及び標準単価は、別表-1、2、3のとおりとする。

第6 事業にかかる手続き

助成金交付申請から助成金額確定までの手続きは、別紙1のとおりとする。

第7 概算払い

必要と認めるときは、交付決定額の8割を上限として助成金の概算払いをすることがある。

第8 事業の審査

助成金を交付する事業主体、助成金額等については、推進機構が設置する助成事業選考委員会において審査するものとする。

第9 助成金交付申請の期限

助成金交付申請の期限は、次のとおりとする。

令和5年3月31日（金）

第10 事業期間

事業を実施できる期間は、次のとおりとする。ただし、事前着手届の提出があった場合の事業を開始できる日はこの限りではない。

助成金交付決定の日から令和6年3月31日まで

第11 事業の変更

交付決定された事業の変更について、以下のいずれかに該当する場合は、あらかじめ推進機構の承認を得なければならない。

- (1) 助成事業に要する助成金額の変更（2割を超えない場合を除く。）
- (2) 第3に掲げる事業区分または事業名の変更

第12 留意事項

本要領に基づく募集は、推進機構の令和5年度当初予算が成立することを前提としており、本事業に係る予算の成立をみなければ、事業提案を募集したに留まり、いかなる効力も発生しない。

附則

本要領は、令和5年2月28日から施行する。

別表－１

事業区分及び助成金の額

	事業区分	助成金の額 (1事業あたり)	
1	<p>都市・農山村の環境緑化整備事業</p> <p>この事業は、都市・農山村の地域住民（団体）が、ボランティア活動を通して、環境緑化に資する身近な緑地等の整備を新たに行い、もって地域づくりや地域の活性化に寄与する事業とする。</p> <p>同一団体の助成対象期間は最大3年間を原則とする（平成25年度以降の「緑化推進事業」から継続して適用）。</p> <p>また、森林環境学習推進事業と合わせて取り組む場合は、森林環境学習推進事業の事業分の助成金額を上乗せして申請することができる。</p>	整備事業のみ	上限20万円
		森林環境学習推進事業と組み合わせた申請	上限30万円 ＋ 上限10万円 (森林環境学習推進事業分)
2	<p>都市・農山村の環境緑化維持管理事業</p> <p>この事業は、都市・農山村の地域住民（団体）が、ボランティア活動を通して、環境緑化に資する身近な緑地等の維持管理を継続して行い、もって地域づくりや地域の活性化に寄与する事業とする。</p> <p>同一団体の助成対象期間は最大3年間を原則とする。助成対象期間が3年を超える事業については、3の事業と組み合わせた内容を原則とする（令和5年度以降の事業が適用）。</p> <p>※維持管理事業のみの申請については令和7年度の事業をもって終了とする。</p> <p>また、森林環境学習推進事業と合わせて取り組む場合は、森林環境学習推進事業の事業分の助成金額を上乗せして申請することができる。</p>	維持管理事業のみ	上限10万円
		森林環境学習推進事業と組み合わせた申請	上限15万円 ＋ 上限10万円 (森林環境学習推進事業分)
3	<p>森林環境学習推進事業</p> <p>この事業は、都市・農山村の身近な緑地等をフィールドに、地域住民（団体）が「みどり」を生かしながら、その大切さについて広く県民に普及啓発し、また、次代を担う青少年や地域のリーダー等を育成する事業とする。</p> <p>ただし、事業主体が主催または共催しないイベント等での活動は対象外とする。</p>	森林環境学習推進事業のみ	上限10万円

注1) 1団体につき1事業とし、複数の区分にまたがる事業内容の場合は、該当する事業区分を記入すること。

注2) 各事業区分の事業内容の事例については、別紙2を参照すること。

注3) 助成金の額は、いずれも事業費の10分の10以内とする。対象経費の内容（別表－2）及び標準単価（別表－3）を参考に積み上げること。

また、複数の区分を組み合わせた事業内容の場合、区分ごとに対象経費を記載すること。

注4) 看板または標柱については、記載例を参考に、助成事業であることを明示するために、別表（1－1の事業、1－2の新規事業）について必ず設置することとする（維持管理事業で同じ場所に設置済みの場合等を除く）。

購入する場合は、対象経費（別表－2）として資材費に計上することができる。

別表－２

対象経費の内容

科 目	経費の内容
1 報償費	外部講師（技術指導者、アドバイザー等）への謝金
2 旅費	事業実施に直接必要な旅費
3 資材費等	事業実施に直接必要な資材等の購入費
資材費	苗木、花苗、肥料、薬剤、木材、看板、標柱、木工体験の材料等
消耗品費	刈払機等の替刃、事務用品等
燃料費	チェーンソー・刈払機等の燃料
印刷費	資料印刷、写真現像
4 機材購入費	鋸、鎌、ヘルメット等の簡易な機材の購入費
5 保険料等	ボランティア保険料、切手代
6 使用料・借上料	会議室等の使用料、簡易な土木用重機・チェーンソー・刈払機・軽トラック・簡易トイレ等の借上料（機械損料を含む）
7 委託費	安全上等の理由で団体自ら行うことが困難なものに限る外部委託費

注1) 以下の経費については助成対象外とする。

- (1) 団体構成員への報償費、委託費、日当
- (2) 団体構成員以外のボランティア参加者への日当
- (3) 飲食に係る経費
- (4) 備品となるものの購入費（例：パソコン、チェーンソー、刈払機等）
- (5) 団体構成員やボランティア参加者の自宅～集合場所間の旅費
- (6) 土地の借り上げや買い取りに係る経費
- (7) 事業実施期間を越える長期の保険料
- (8) 資格取得に係る経費

注2) 4 機材購入費、7 委託費は必要最小限とし、合計金額を助成金額の50%未満とすること。

(1) 標柱の記載例

令和〇年〇月〇日 (完了年月日)	〇〇〇〇整備事業 (事業名)	〇〇〇〇の緑を育てる会 (実施団体名)	(公財) やまがた森林と緑の推進機構 緑の環境づくり推進事業
------------------	----------------	---------------------	--------------------------------

※4面を展開した模式図

(2) 看板の記載例

<p>〇〇〇〇整備事業 (事業名)</p> <p>この事業は、公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構「緑の環境づくり推進事業」の助成金を活用して実施しました。</p> <p>令和〇年〇月〇日 (完了年月日)</p> <p>〇〇〇〇の緑を育てる会 (実施団体名)</p>

別表-3
標準単価

科目	内容	金額 (円)	備考
報償費	外部の講師等への一般的な謝金	5,000～ 10,000	1人1日あたり
使用料・借上料	チェーンソー	1,000	1台1日あたり
	刈払い機	500	1台1日あたり
	軽トラック (資材運搬用)	2,000	1台1日あたり
委託費	作業員人件費 (森林組合職員等)	16,600	1人1日あたり

注1) 使用料・借上料の単価は持出使用損料相当 (機械単体分) であり、別途リース店等からの見積がある場合はこの限りではない。

注2) 標準単価によりがたい場合、また記載のない機械等については、別途調査のうえ計上することができる。

別紙 1

1 助成金交付申請

助成金の交付を受けようとする事業主体は、推進機構に対し、第1号様式により申請するものとする。

2 助成金交付決定

交付申請のあった事業について、推進機構が助成金交付対象事業と決定した場合は、事業主体に対し、第2号様式により通知する。

3 助成金交付請求

交付決定を受けた事業主体は、推進機構に対し、第3号様式により助成金の交付請求を行うものとする。推進機構は、必要と認めるときは、交付決定額の8割を上限として助成金の概算払いをすることがある。

4 助成事業実績報告

助成事業が完了した事業主体は、推進機構に対し、第4号様式により実績報告を行うものとする。報告期限は、規程第9条に基づき、事業完了の日から1ヶ月以内とする。ただし、最終報告期限は、令和6年3月31日とする。

また、事業主体は、報告した事業の成果等について、推進機構が主催する研修会での発表等を依頼した場合は、協力しなければならない。

5 助成金額確定

実績報告のあった事業について、推進機構が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、事業主体に通知する。